

質問回答書（９）

番号	仕様書 頁等	質問の内容	回 答
1		市内に事業所がある場合、応募者の名義（代表者）は、東京本社と、市内事業所の所管支店、どちらの名義でも申込みは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
2	様式 1、 2、3、 4－1	㊟がついていない代表者記載箇所については、代表者印は不要という認識でよろしいでしょうか。（様式1, 2, 3, 4-1）	お見込みのとおりです。
3	様式 4－ 2	「（様式 4－2）共同企業体協定書」について、第 8 条に記載のとおり、分担業務を明確にした乙型 J V での応募を検討しているため、第 9 条記載の出資は想定しておらず、共同体としての立替等が必要な場合においても、代表者が一括して執り行い、出資金請求等を行わない想定です。 この場合における第 9 条の出資割合の記載・算出方法について、構成員間における受託金額比、業務量比、業務に従事する人数比等が考えられますが、広島市様のお考えをご教示ください。	乙型 J V で応募される場合は、乙型 J V 用の共同企業体標準協定書等を参考にして作成いただいた「共同企業体協定書」（様式 4－2）をご提出していただいて構いません。